

飲食料品及び油脂の 格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この格付の表示の様式及び表示の方法は、取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者、外国取扱業者、外国生産行程管理者及び外国流通行程管理者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項から第 3 項まで及び第 30 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき行う表 1 の左欄に掲げる飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 格付の表示の様式

格付の表示の様式については、表 1 の左欄に掲げる飲食料品及び油脂ごとに、同表の右欄のとおりとする。

表 1－飲食料品及び油脂ごとの格付の表示の様式

<p>A.1 ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム、ラックスハム及びソーセージ（ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）</p> <p>A.2 マカロニ類</p> <p>A.3 炭酸飲料</p> <p>A.4 トマト加工品（トマトケチャップを除く。）</p> <p>A.5 風味調味料</p> <p>A.6 乾燥スープ</p> <p>A.7 ドレッシング</p> <p>A.8 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖</p> <p>A.9 即席めん</p> <p>A.10 植物性たん白</p> <p>A.11 削りぶし</p> <p>A.12 醸造酢</p> <p>A.13 食用精製加工油脂</p> <p>A.14 豆乳類</p> <p>A.15 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）</p> <p>A.16 マーガリン類</p> <p>A.17 干しめん</p> <p>A.18 農産物漬物</p> <p>A.19 全糖ぶどう糖</p> <p>A.20 ショートニング</p> <p>A.21 精製ラード</p>	<p>附属書 A</p>
--	---------------------

<p>A.22 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース</p> <p>A.23 水産物缶詰及び水産物瓶詰</p> <p>A.24 果実飲料</p> <p>A.25 農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）</p> <p>A.26 パン粉</p> <p>A.27 そしゃく配慮食品</p> <p>A.28 精米</p>	
<p>B.1 たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰</p> <p>B.2 ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ</p> <p>B.3 しょうゆ</p> <p>B.4 ジャム類</p> <p>B.5 ウスターソース類</p> <p>B.6 トマトケチャップ</p> <p>B.7 ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキ</p> <p>B.8 チルドミートボール</p> <p>B.9 ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。）</p> <p>B.10 煮干魚類</p> <p>B.11 干しそば</p> <p>B.12 コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰</p>	<p>附属書 B</p>
<p>C.1 熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類</p> <p>C.2 地鶏肉</p> <p>C.3 手延べ干しめん</p> <p>C.4 りんごストレートピュアジュース</p> <p>C.5 生産情報公表牛肉</p> <p>C.6 生産情報公表豚肉</p> <p>C.7 生産情報公表農産物</p> <p>C.8 生産情報公表養殖魚</p> <p>C.9 人工種苗生産技術による水産養殖産品</p> <p>C.10 障害者が生産工程に携わった食品</p> <p>C.11 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉</p>	<p>附属書 C</p>

C.12 大豆ミート食品類 C.13 プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物 C.14 みそ	
D.1 有機農産物 D.2 有機加工食品 D.3 有機畜産物	附属書 D

3 格付の表示の方法

表示の方法は、次に掲げるとおりとする。

- a) 容器若しくは包装の1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付さなければならない。
- b) 格付の表示の様式に近接して、格付に係る日本農林規格の内容を示す文字、絵その他の事項を表示することができる。この場合において、一般消費者に対し、格付に係る日本農林規格の内容を誤認させるような事項を表示してはならない。

附属書 A
(規定)
格付の表示の様式 A

格付の表示の様式については図 A.1 とする。



図 A.1—格付の表示の様式 A

- a) 格付の表示を 1 個ごとに付する場合の円の外径は、表 A.1 のとおりとする。

表 A.1—格付の表示を 1 個ごとに付する場合の円の外径

区分	格付の表示を 1 個ごとに付する場合の円の外径
マカロニ類，異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖，即席めん（めん重量が 50 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が 135 g 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。），植物性たん白，食用精製加工油脂，全糖ぶどう糖並びにパン粉	20 mm 以上
ベーコン類（ベーコンを除く。），骨付きハム及びラックスハム，ソーセージ（ボロニアソーセージ，フランクフルトソーセージ，ウインナーソーセージ，リオナソーセージ，セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。），醸造酢（500 mL 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），豆乳類（500 mL 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），マーガリン類（115 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。），干しめん，農産物漬物（300 g 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。），ショートニング，精製ラード，果実飲料（1 800 mL 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）並びに精米	15 mm 以上
炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。），トマト加工品（トマトケチャップを除く。），風味調味料，乾燥スープ，ドレッシング，即席めん	10 mm 以上

<p>(めん重量が 50 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が 135 g 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。), 削りぶし, 醸造酢 (500 mL 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。), 豆乳類 (500 mL 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。), 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰 (コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。), マーガリン類 (115 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。), にんじんジュース及びにんじんミックスジュース, 水産物缶詰及び水産物瓶詰, 果実飲料 (1 800 mL 未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合 (瓶のふたに格付の表示を付する場合を除く。)) に限る。), 農産物缶詰及び農産物瓶詰 (たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰 (全形及び 2 つ割りに限る。), たけのこ大型缶詰 (全形 (傷を除く。)) 及び 2 つ割りに限る。), もも缶詰及びもも瓶詰 (2 つ割りに限る。), なし缶詰及びなし瓶詰 (2 つ割りに限る。)) 並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。)) 並びにそしゃく配慮食品 (表示可能面積がおおむね 150 cm² 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。))</p>	
<p>農産物漬物 (300 g 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。))</p>	7 mm 以上
<p>炭酸飲料 (瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。), 果実飲料 (瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。)) 及びそしゃく配慮食品 (表示可能面積がおおむね 150 cm² 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。))</p>	5 mm 以上

- b) 円の縁の幅は, 円の外径の 1/20 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは, 円の外径の 3/10 としなければならない。
- d) 認証機関名は, 円に近接した箇所に記載すること。なお, 認証機関名は, 略称を記載することができる。
- e) 炭酸飲料 (瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。)) 若しくは果実飲料 (瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。)) 又は表示可能面積がおおむね 150 cm² 以下の飲食物品及び油脂にあつては, 認証機関名は, 省略することができる。

附属書B
(規定)
格付の表示の様式B

格付の表示の様式については図 B.1 とする。



図 B.1—格付の表示の様式B

- a) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、表 B.1 のとおりとする。

表 B.1—格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径

区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。）	20 mm 以上
ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ、しょうゆ（1 800 mL 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ並びに干しそば	15 mm 以上
たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰、しょうゆ（201 mL 入り以上1 800 mL 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ジャム類、ウスターソース類、トマトケチャップ、チルドミートボール、煮干魚類並びにコンビーフ缶	10 mm 以上

詰及びコンビーフ瓶詰	
しょうゆ（200 mL 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	7 mm 以上

- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、円の外径の 1/5 としなければならない。
- e) たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び 2 つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び 2 つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2 つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2 つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰の等級並びにジャム類及びウスターソース類の等級が標準の場合には、等級の表示を省略することができる。
- f) 等級及び認証機関名は、円に近接した箇所に記載しなければならない。なお、認証機関名は、略称を記載することができる。
- g) 表示可能面積がおおむね 150 cm² 以下の飲食料品及び油脂にあつては、認証機関名は、省略することができる。

附属書C
(規定)
格付の表示の様式C

格付の表示の様式については図 C.1 又は図 C.2 とする。

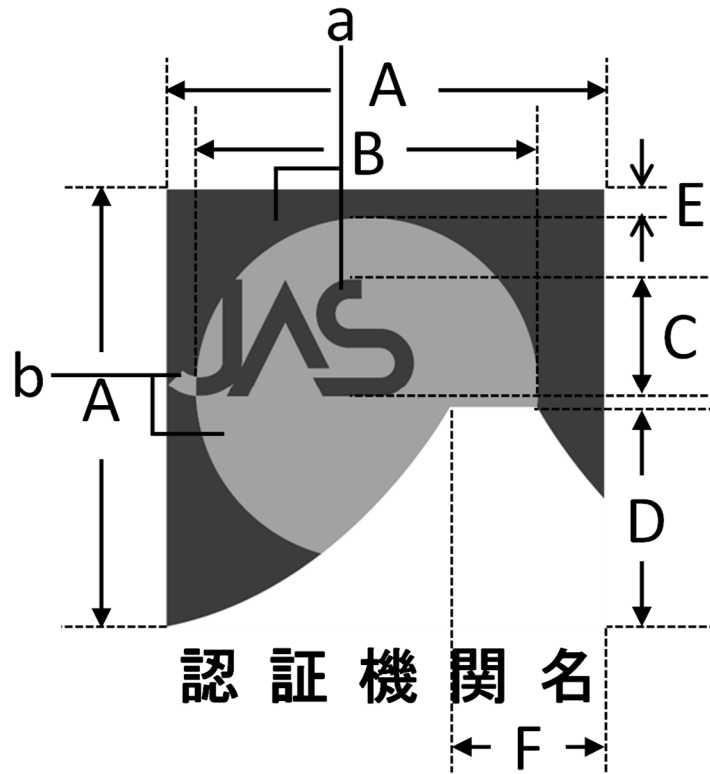


図 C.1—格付の表示の様式C (カラー)

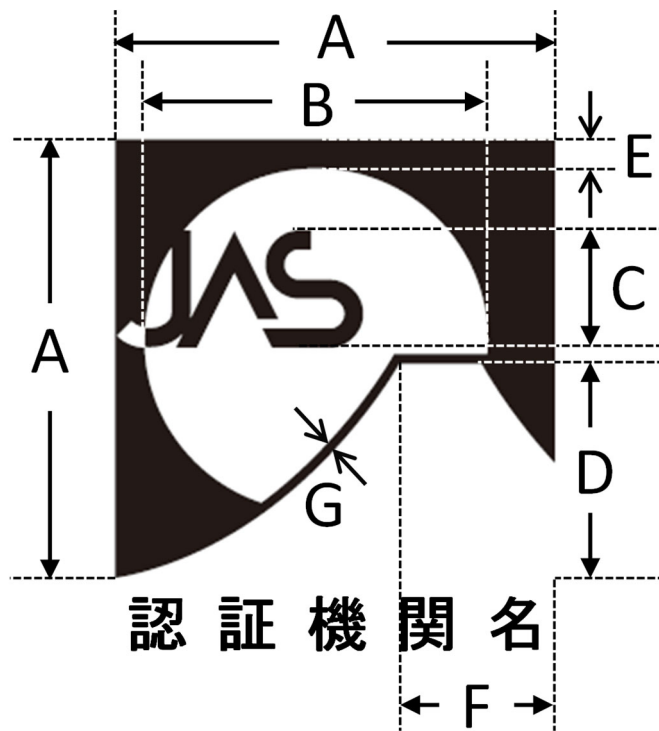


図 C.2—格付の表示の様式C（単色）

- a) BはAの $\frac{8}{10}$ とし、CはAの $\frac{27}{100}$ とし、DはAの $\frac{49}{100}$ 、EはAの $\frac{65}{1000}$ とし、FはAの $\frac{35}{100}$ とし、GはEの $\frac{36}{100}$ としなければならない。
- b) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- c) 図 C.1 にあつては、aの部分及びbの部分の色は、各々に異なる色としなければならない。

附属書D
(規定)
格付の表示の様式D

格付の表示の様式については図 D.1 とする。

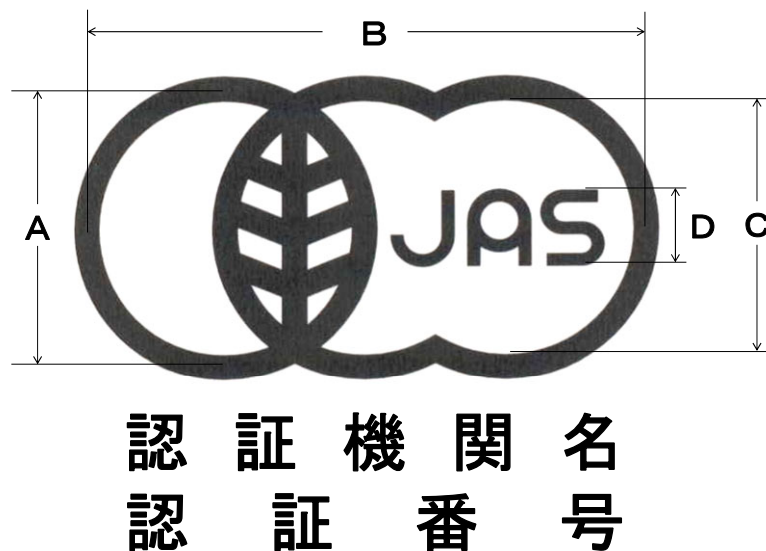


図 D.1—格付の表示の様式D

- a) A は 5 mm 以上としなければならない。
- b) B は A の 2 倍とし、D は C の 3/10 とししなければならない。
- c) 認証機関名の文字の高さは、D と同じとしなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- e) 認証番号は、関係法令の規定により飲食物品又は油脂の包装、容器又は送り状に表示される事項により、有機農産物、有機加工食品又は有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者、外国小分け業者又は輸入業者を特定することができる場合には、記載しないことができる。

制定等の履歴

制	定	昭和54年8月18日	農林水産省告示第1182号
改	正	昭和54年10月24日	農林水産省告示第1472号
改	正	昭和55年2月25日	農林水産省告示第208号
改	正	昭和55年10月3日	農林水産省告示第1373号
改	正	昭和56年8月7日	農林水産省告示第1155号
改	正	昭和56年8月21日	農林水産省告示第1260号
改	正	昭和57年1月9日	農林水産省告示第15号
改	正	昭和59年7月16日	農林水産省告示第1434号
改	正	昭和60年4月22日	農林水産省告示第536号
改	正	昭和60年7月22日	農林水産省告示第1104号
改	正	昭和60年10月5日	農林水産省告示第1485号
改	正	昭和61年6月9日	農林水産省告示第913号
改	正	昭和61年10月4日	農林水産省告示第1679号
改	正	昭和61年11月25日	農林水産省告示第1897号
改	正	昭和62年9月24日	農林水産省告示第1281号
改	正	昭和63年9月6日	農林水産省告示第1370号
改	正	平成元年4月20日	農林水産省告示第569号
改	正	平成2年6月28日	農林水産省告示第843号
改	正	平成2年11月29日	農林水産省告示第1485号
改	正	平成3年8月30日	農林水産省告示第1135号
改	正	平成4年6月12日	農林水産省告示第713号
改	正	平成5年7月23日	農林水産省告示第850号
改	正	平成6年8月9日	農林水産省告示第1135号
改	正	平成8年1月22日	農林水産省告示第69号
改	正	平成8年3月26日	農林水産省告示第384号
改	正	平成8年3月28日	農林水産省告示第391号
改	正	平成9年4月22日	農林水産省告示第593号
改	正	平成9年4月24日	農林水産省告示第604号
改	正	平成9年7月4日	農林水産省告示第1099号
改	正	平成10年7月22日	農林水産省告示第1079号
改	正	平成11年6月21日	農林水産省告示第848号
改	正	平成12年6月9日	農林水産省告示第823号
改	正	平成14年8月30日	農林水産省告示第1392号
改	正	平成14年11月8日	農林水産省告示第1719号
改	正	平成14年11月8日	農林水産省告示第1720号
改	正	平成15年3月28日	農林水産省告示第562号
改	正	平成15年5月22日	農林水産省告示第777号
改	正	平成15年11月25日	農林水産省告示第1926号
改	正	平成16年4月15日	農林水産省告示第936号
改	正	平成16年6月25日	農林水産省告示第1224号
改	正	平成16年6月29日	農林水産省告示第1250号
改	正	平成16年7月21日	農林水産省告示第1408号
改	正	平成16年8月4日	農林水産省告示第1471号
改	正	平成16年8月11日	農林水産省告示第1488号
改	正	平成16年8月26日	農林水産省告示第1565号
改	正	平成16年11月12日	農林水産省告示第2021号
改	正	平成17年3月24日	農林水産省告示第556号
改	正	平成17年7月29日	農林水産省告示第1262号
改	正	平成17年10月27日	農林水産省告示第1616号
改	正	平成17年12月27日	農林水産省告示第1999号
改	正	平成18年1月11日	農林水産省告示第26号
改	正	平成18年2月17日	農林水産省告示第169号
改	正	平成18年5月2日	農林水産省告示第667号
改	正	平成18年5月12日	農林水産省告示第692号
改	正	平成19年5月7日	農林水産省告示第594号
改	正	平成19年10月30日	農林水産省告示第1349号
改	正	平成19年11月28日	農林水産省告示第1493号
改	正	平成20年3月21日	農林水産省告示第421号

改	正	平成21年4月9日農林水産省告示第493号
改	正	平成21年4月16日農林水産省告示第522号
改	正	平成24年12月12日農林水産省告示第2566号
改	正	平成25年11月12日農林水産省告示第2774号
改	正	平成26年8月14日農林水産省告示第1100号
改	正	平成28年6月1日農林水産省告示第1270号
改	正	平成28年8月17日農林水産省告示第1570号
改	正	平成30年3月29日農林水産省告示第686号
改	正	平成30年12月28日農林水産省告示第2815号
改	正	平成31年3月29日農林水産省告示第597号
改	正	令和2年3月17日農林水産省告示第511号
改	正	令和3年5月31日農林水産省告示第920号
改	正	令和3年12月7日農林水産省告示第2076号
改	正	令和4年2月24日農林水産省告示第447号
最終	改正	令和4年3月31日農林水産省告示第663号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 平成30年12月28日農林水産省告示第2815号

附 則

（施行期日）

- この告示は、公布の日から施行する。ただし、この告示による改正後の飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（以下「新告示」という。）表1中人工種苗生産技術による水産養殖産品に係る部分は、平成31年1月27日から施行する。

（経過措置）

- この告示の施行の際現にこの告示による改正前の飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法別表3、別表5又は別表6に掲げる飲食料品及び油脂の認証事業者（日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第1項第1号ニ(1)に規定する認証事業者をいう。）であるものは、この告示の施行の日から平成34年3月31日までの間に行う当該飲食料品及び油脂の格付の表示については、新告示付属書Cによる格付の表示にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○ 令和4年3月31日農林水産省告示第663号

令和4年4月30日から施行する。